

大分県報

令和七年
五月二十日
号外（四〇）

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一

○告示

大分県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年五月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

県営防災重点農業用ため池等整備事業

地区名

柳谷池地区

縦覧期間

令七・五・二〇から
令七・六・九まで

縦覧場所

豊後高田市役所

令和七年五月二十日

大分県報号外（告示）